

令和5年度

「室蘭市教育サポートセンターくじらん」の手引き



室蘭市教育サポートセンターくじらん

住所 〒050-0083

室蘭市東町4-20-6

室蘭市保健センター 4階

TEL: 45-8620 FAX: 43-5149

室蘭市教育委員会

1. 室蘭市教育サポートセンターくじらん

(1) 設置の目的

様々な要因から学校に登校できない児童生徒に対し、保護者や学校との連絡・相談を密にするとともに、各関係機関と連携の上、共感的な教育相談によって心の安定を図りながら一人一人の状況に応じた学力や集団生活に適應する力を育むための指導・援助を行い、学校への復歸や社会的自立を目指す。また、保護者の悩みや不安についても教育相談を行う。

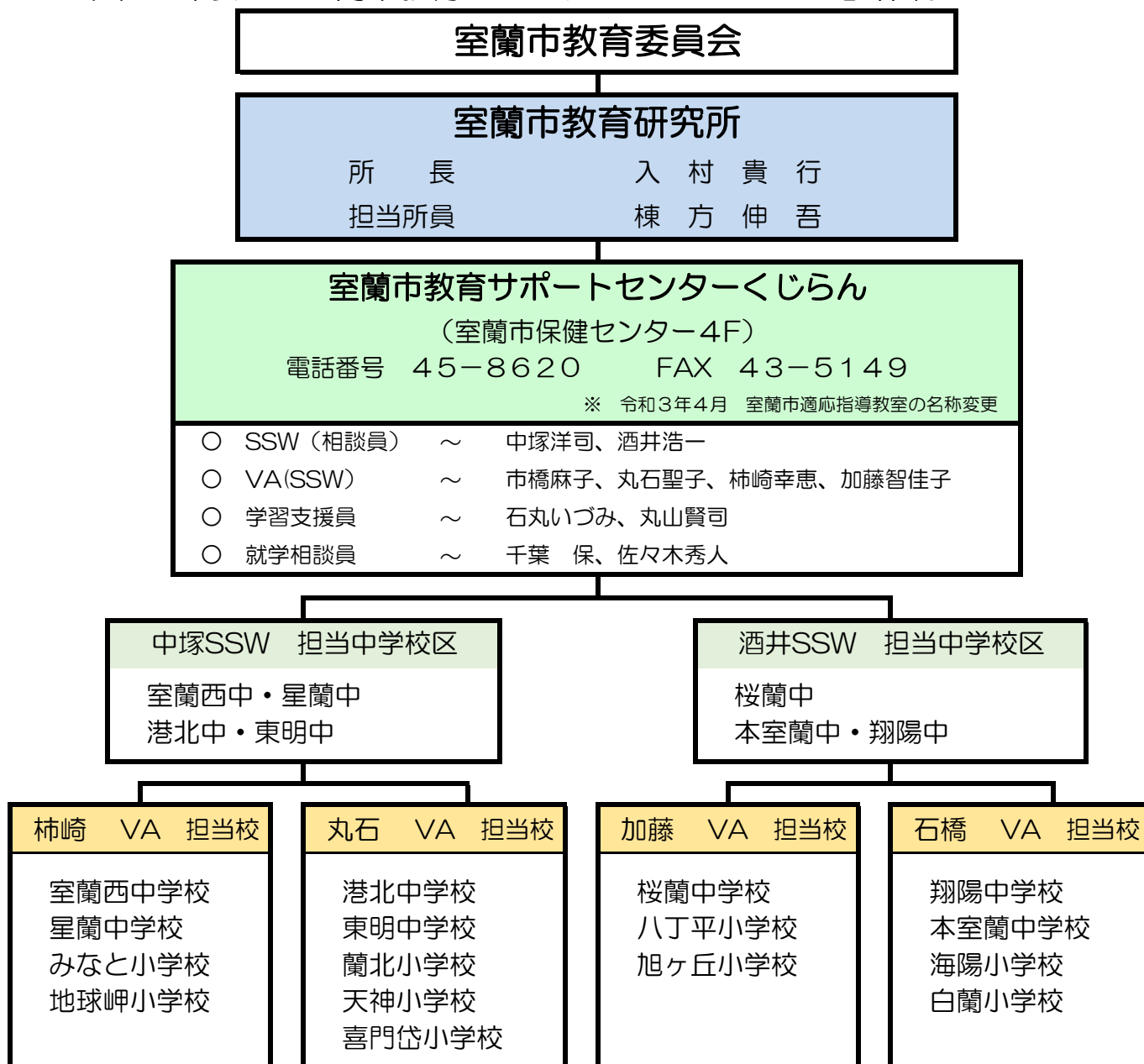
(2) 支援の視点

不登校児童生徒の支援に対する基本的な考え方

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意する。

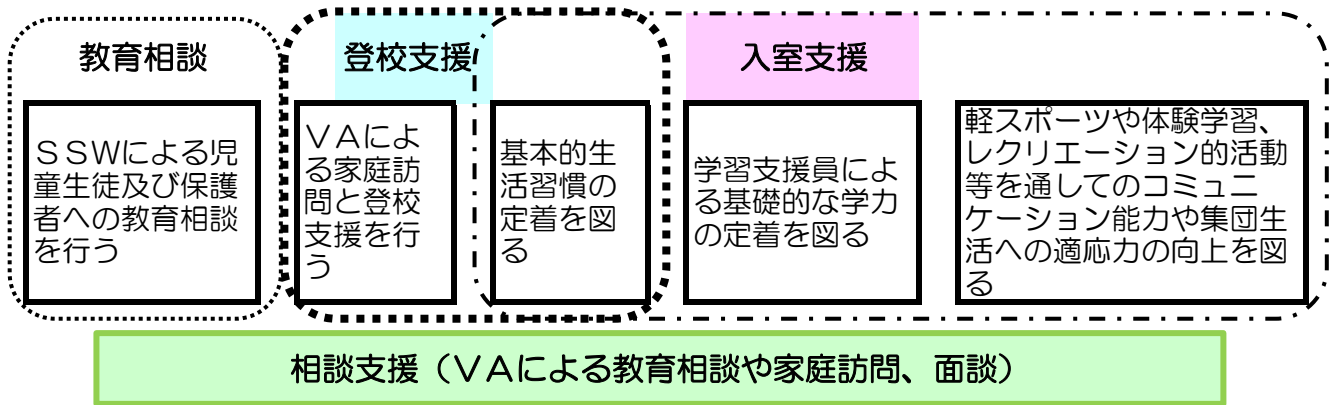
令和元年10月25日付 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）文部科学省初等中等教育局

2. 令和5年度 「室蘭市教育サポートセンターくじらん」体制



※VA：訪問アドバイザー SSW：スクールソーシャルワーカー

3. 室蘭市教育サポートセンターくじらんによる支援



初期対応の支援

学校は、毎月の3日以上欠席児童生徒の校内での情報共有と今後の支援方針について、共通理解を図る。連続5日以上、もしくは年間の累積欠席日数が15日以上となった場合、不登校状況報告書を作成し、実態の把握と分析、対応方針の検討、くじらんサポートセンターとの情報共有を図る。

各関係機関との連携

- 各校の児童生徒に関する情報交流
- OSCとの情報の共有、連携した対応
- 要保護児童地域対策協議会
- 医療機関との連携と情報共有
- ここらんと連携と情報共有
- 室蘭市不登校支援連絡協議会の開催
- 福祉事業所との連携と情報共有
- 児童相談所との連携と情報共有

※SC…スクールカウンセラー

※ここらん…室蘭市子育て世代包括支援センター

4. 学校が不登校を防ぐための取組（例）

(1) 未然防止

生活の土台づくり

基本的な生活習慣の定着
挨拶・早寝早起き・食事等

※家庭との連携

※QUやほっと等質問紙調査の活用

※SCや心の教室相談員の積極的な活用と連携

信頼関係づくり

予兆を見逃さないような児童生徒および保護者とのコミュニケーションの構築

授業づくり・集団づくり

生徒指導の機能を
生かしたわかりやすい授業

生徒指導の4つの視点

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な風土の醸成

(2) 初期対応

予兆への対応を含めた初期段階での支援

- (1) 保護者からの連絡により欠席理由を記録し、学年・学校全体で情報共有すること。
- (2) 欠席が続いたとき（目安として連続3日）は、理由によらず、家庭訪問等により児童生徒の状況を現認する。支援方針については、管理職を含め生徒指導部会等において、欠席の要因や背景をもとに今後の支援方針について共通理解を図ること。
- (3) 欠席がさらに続いたとき（目安として連続5日以上、もしくは年間欠席数が累積15日以上）は、学校と教育サポートセンターくじらん等との連携・協力により不登校状況報告書「※児童生徒理解・支援シート」等を作成し、児童生徒や保護者への支援を始めること。なお、作成にあたっては、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、児童生徒や保護者との話し合いを通じて作成することが望ましいこと。

※令和3年3月12日付け 室教指第304号より

5. 登校支援及び入室対象児童生徒

前提

室蘭市の小中学校に在籍する児童生徒で、様々な要因により、登校できない児童生徒

※強い特性（特別支援学級相当）を持つ児童生徒の支援については、就学相談員と検討の上、支援方法について検討します。

(1) 入室支援

- ① 学校が教育サポートセンターと連携して組織的に対応してきたが、不登校が改善されない状況にある
- ② 当該児童生徒と保護者が入室支援を希望している
- ③ 入室あたっては、児童生徒が徒歩や公共交通機関、または保護者による送迎ができる

(2) 登校支援や相談支援

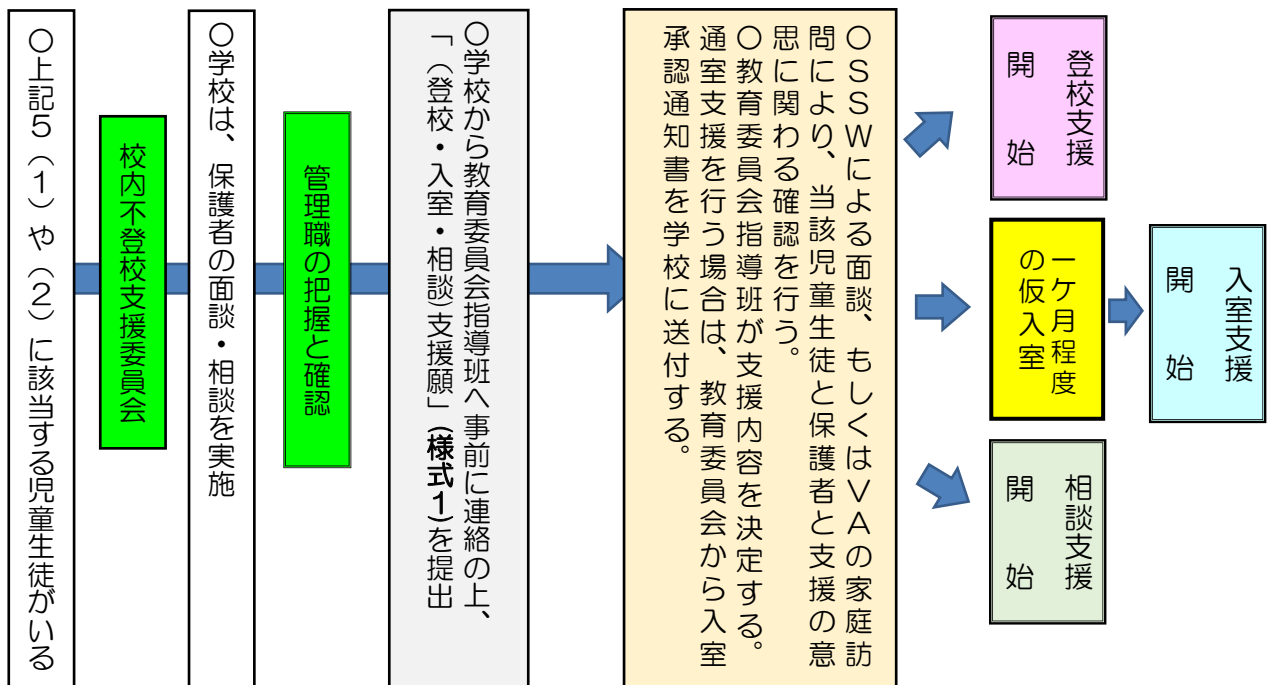
- ① 学校が当該児童生徒に対して継続的・組織的に対応してきたが、欠席日数が増加傾向にある
- ② 当該児童生徒と保護者が登校支援を希望している
- ③ 保護者が登校支援に可能な限り協力することができる

(3) 原則として支援の対象外となる場合

- ① 上記（１）（２）に該当しない児童生徒
- ② 問題行動の懸念がある児童生徒
- ③ 身体的・情緒的な特性が強く、専門的な指導が必要となる児童生徒
- ④ 他の通室児童生徒や職員の精神的、身体的な安全・安心を脅かすような言動をとる恐れがある児童生徒
- ⑤ 学校生活や友人関係での不満等を理由に入室を希望した児童生徒

※②～④は他の通室児童生徒の学習機会と安全確保のための観点

6. 支援開始までの基本的な流れ



7. 登校支援から入室までの基本的な流れ

(1) 5(2)の要件を満たす場合には、登校支援から入室支援に移行する。

- ① 学校は、新規に「入室支援願」を教育委員会に提出します。
- ② 教育委員会指導班は、学校に「承認通知」を学校に発送します。
- ③ 学校は、保護者と当該児童生徒に支援内容について報告します。

(2) 入室前の確認事項

- ① 学校は、保護者に対して「入室のしおり」を配布の上、確認事項について説明を行います。

8. 通室児童生徒の具体的な活動について

(1) 学習支援員による指導

① 通室日・通室時間

- ・ 毎週月曜日～金曜日 9:30～14:00
- ※ 9:00～9:30の間に通室します。
- ※ 土日や祝祭日、学校の長期休業期間中は休みです。



(2) 通室支援 日課表の例

時間	活動名	活動内容
9:00～9:30	学習活動1	体調確認 今日目標 日程確認 個別による学習 持参問題集利用
9:40～12:15	学習活動2	個別による学習 支援員ワークシート
12:15～13:00	昼食・休憩	弁当(持参) レクリエーション
13:00～13:50	学習・自立活動	軽スポーツ、体験学習、 コミュニケーション活動
13:50～14:00	帰りの会	今日の振り返り 明日の日程確認

※上記の活動に加え、SSWが随時児童生徒との面談を行っています。

児童生徒各自の個別学習の支援や指導を学習支援員が行います。

通室児童生徒の自立や自己実現に向け、自ら課題を設定し、計画を立てて取り組む活動を組み込んでいます。



9. 「サポートセンターくじらん」での学習活動の取り扱い

(1) 通室した日は、出席として扱います。

(2) 学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に配慮、自立を支援します。

10. 登校支援・入室支援の取扱いについて

年度末において、登校支援・通室支援は、一旦解除となります。（支援は、自動継続とはなりません）継続支援を希望する場合は、4月末までに改めて支援願を提出することとなります。入室支援については、約1ヶ月の期間の通室状況を判断し、本入室となります。支援内容については、教育委員会指導班と室蘭市教育サポートセンターくじらんが協議の上で決定します。

11. 退 室

(1) 卒業・転校時

- ① 通室中の小学6年生及び中学校3年生は、在籍校の卒業式の日をもって退室となります。
※卒業時における追加の手続きはありません
- ② 室蘭市内で転校をする場合は、一度退室となります。
※追加の手続きは必要ありません
- ③ ①や②の場合は、進級や転出先の学校と情報共有を行うようにしてください。

(2) 学校復帰等

学校は、室蘭市教育サポートセンターくじらんに通室する児童生徒が学校復帰等により退室する場合、保護者及び本人への意思確認と、室蘭市教育サポートセンターくじらんと「退室日」の確認を行い、「退室願」（様式3）を教育委員会指導班へ提出してください。

(3) その他

室蘭市教育サポートセンターくじらんに通室する児童生徒が、通室開始以降に5. (3)【原則として支援の対象外となる場合】は、学校及び教育委員会指導班が判断し、退室を促す場合があります。